

安全安心なまちづくり運動

活動マニュアル

平成 18 年 12 月

社団法人茨城県経営者協会

活動マニュアル

1. 「安全安心なまちづくり運動」とは

(社)茨城県経営者協会の会員企業が従業員の合意も得て、営業車両や従業員の通勤車両に、「防犯パトロール中」のステッカーを付ける、また社屋や営業所にポスターを掲示することにより、犯罪の未然防止に繋げ、茨城県警察との連携により、地域社会において安全安心なまちづくりをめざす運動です。

2. 活動内容

営業車両、通勤車両へのステッカーの貼付

社屋、営業所へのポスターの掲示

トラブル発生時の警察への通報(但し通報に留め、介入は避ける)

3. 活動上の留意事項

犯罪の未然防止を第一目的に、無理な活動は決してしないようにしましょう。

トラブル発生時は通報に留め、介入は避けましょう。

交通事故防止には、特に注意しましょう。

4. 通報(110番へ)の際のポイント

何があったか？

わいせつ(連れ去り、体に触れる、車に乗せようとする等)

声かけ(お菓子や物を買ってあげる、遊びに行こう、家まで送ってあげる等)

つきまとい(追いかけて、立ちふさがり等)

暴力(殴る、蹴る等)

いつ？

どこで(場所)？

目標物

犯人の特徴は？

男・女（ ）人 年 令（ ）才位

身 長（ ）人 体 格

服装は、上（ ） 下（ ）

その他特徴（メガネ、ヒゲ、帽子等）

逃走手段は（徒歩、自転車、オートバイ、車等）

（ナンバー） （色）

逃走方向

被害者（こども、女性）の連絡先、住所

あなたの住所、氏名、企業名、電話番号等

飛び込んできたこどもや女性が、泣いているとき等は「だいじょうぶ」と声をかけて安心させてください。

110番は、県下どこからでも警察につながります。

（怪我をしている場合は、119番もしくは、110番の際その旨を連絡してください。）

あなたの通報に基づき、できるだけ早く近くのパトカーや警察官等を駆けつけさせますので、こどもや女性が一人で帰ると言っても、その場で一時待つよう説明してください。